

学 務 課

就学援助等における新入学学用品・通学用品費の支給金額の改定について

1 経緯

区は、学校教育法第19条に基づき実施している就学援助の支給項目のうち、新入学時に必要な制服や学用品等の購入費用に充てる新入学学用品・通学用品費（以下「新入学学用品費」という。）について、生活保護を受ける要保護者に準ずる程度に困窮している準要保護者を対象に、当該年度の生活保護基準の入学準備金と同等額を支給しています。

令和7年4月1日付けで生活保護基準における入学準備金が引き上げられたことに伴い、現行の新入学学用品費支給額との差額分を増額するとともに、同支給金額の2分の1を支給している小・中学校特別支援学級就学奨励費の支給金額についても改定します。

2 新入学学用品費支給金額の改定

対象者	現行	改定後	増額分
新小学1年生	64,300 円	91,600 円	27,300 円
新中学1年生	81,000 円	101,000 円	20,000 円

※生活保護基準の入学準備金と同等額を支給します。

※要保護者には生活保護費から支給されます。

3 新入学学用品費の支給対象者等

No.	対象者	支給額	支給予定時期
1	既に新入学学用品費の支給を入学前に受け、令和7年度も引き続き準要保護認定を受ける現小学1年生及び中学1年生の保護者	増額分を追加支給	令和7年7月末
2	令和7年度に新たに準要保護認定を受ける現小学1年生及び中学1年生の保護者	全額支給	令和7年7月末
3	令和7年度に準要保護認定を受ける令和8年度小学校及び中学校新入学予定の児童・生徒の保護者	全額支給	令和8年2月末

4 特別支援学級就学奨励費の取扱い

区立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的な負担を軽減する特別支援学級就学奨励費においては、就学援助の新入学学用品費の2分の1の金額を支給しています。就学奨励費においても改定を反映し増額します。

	現行	改定後	増額分
新小学1年生	32,150 円	45,800 円	13,650 円
新中学1年生	40,500 円	50,500 円	10,000 円

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年6月 令和7年第2回港区議会定例会（補正予算案の提出）
7月末 新入学学用品費の支給開始